

14	オルト・トルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他のものを含む。）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること
----	---	-----------------------

イ 健康診断項目

健診項目は、62ページから81ページに示した「特定化学物質健康診断の項目」（特化則別表第3、第4）です。

(6) 石綿健康診断（石綿則第40条）

ア 対象者（安衛令第22条第1項第3号・第2項）

- ① 石綿等（石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）の取扱いもしくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者
- ② 石綿等の製造もしくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事したことのある労働者で、現に使用している者

なお、次の者は対象者となることが示されています（厚生労働省ホームページ「石綿健康診断および石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ&A（平成21年4月1日）」。一部修正）。

- a 石綿等の製造または取扱いの業務（直接業務）に従事していた労働者
- b 石綿の粉じんを発散する作業場における直接業務以外の業務（周辺業務）に常時従事し、または従事していた労働者。なお、建築物に吹き付けられた石綿等の劣化により石綿の粉じんが発散するおそれのある作業場における業務は、直接業務に伴い石綿の粉じんが発散する作業場における業務ではないため、石綿健康診断の対象ではありません。
- c ブレーキ、クラッチなどの機器等の整備、取外しなどの業務に常時従事し、または従事していた労働者
- d 石綿則第15条の規定により関係者以外の立入禁止の措置を講ずるべき作業場において常時従事し、または従事していた労働者

また、次の業務は、「石綿等の取扱い」に該当するため、常時従事し、または従事していた労働者は石綿健康診断の対象となります。

- 1) 石綿等が用いられている建築物、工作物または船舶の解体、破碎等の業務
- 2) 上記1)により生じた石綿等の廃棄物の運搬または処理の業務

イ 実施時期

石綿健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません。

ウ 健康診断項目

区分	健康診断項目
一次健康診断	① 業務の経歴の調査 ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛などの他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③ せき、たん、息切れ、胸痛などの他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査
二次健康診断	① 作業条件の調査 ② 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査（胸部らせんCT検査）、喀痰の細胞診または気管支鏡検査

(7) 高気圧業務健康診断 (高圧則第38条)

ア 対象者

高気圧業務健康診断の対象者は、次のとおりです。

対象者	該当する業務
高圧室内業務に常時従事する労働者	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフトの内部において行う作業に係る業務 (安衛令第22条第1項第1号、安衛令第6条第1号)
潜水業務に常時従事する労働者	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気またはボンベからの給気を受けて、水中において行う業務 (安衛令第22条第1項第1号、安衛令第20条第9号)

イ 実施時期

高気圧業務健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません。